

**令和3年度
第2回豊山町社会教育審議会**

日時 令和4年2月25日（金）午前10時

場所 豊山町役場 会議室3、4

豊山町教育委員会事務局 生涯学習課

次 第

1 あいさつ

2 議題

(1) 令和4年度総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②

(2) 令和4年度以降の成人式の名称について②

(3) 民法改正後の新成人への啓発活動について

3 報告

(1) 社会教育センター所管施設の運用の見直しについて②

(2) 郷土資料室の再生事業について④

4 その他

(1) 生涯学習課の啓発活動について

目次

【議題（１）】令和４年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの企画・運営について②	１
【議題（２）】令和４年度以降の成人式の名称について②	３
【議題（３）】民法改正後の新成人への啓発活動について	５
【報告（１）】社会教育センター所管施設の運用の見直しについて②	７
【報告（２）】郷土資料室の再生事業について④	９
【その他（１）】生涯学習課の啓発活動について	１０
豊山町社会教育委員名簿（令和３年度）	１１
社会教育法（抜粋）	１２
豊山町社会教育委員設置条例	１２
豊山町社会教育審議会規則	１３
豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約	１４

【議題（１）】令和４年度の総合型地域スポーツ・文化クラブの 企画・運営について②

1 令和４年度プログラム

令和３年度

24プログラム



令和４年度

26プログラム

新規：幼児体操教室（４・５歳児向け）
ユニバーサルスポーツ教室
アレンジフラワー

廃止：チャレンジパラスポーツ教室

No.	プログラム	定員	対象	開催時期	指導員
1	幼児体操教室①	35組	2・3歳児と親	5月～1月	久田剛（体育講師）
2	【新】幼児体操教室②	35組	4・5歳児	5月～1月	久田剛（体育講師）
3	児童体操教室	30人	小学1～3年生	5月～1月	久田剛（体育講師）
4	ノルディックウォーク教室	15人	中学生以上	5月～3月	スポーツ推進委員
5	ミニテニス教室	30人	中学生以上	6月	スポーツ推進委員
6	子ども運動体操教室	50人	小学生	5月	スポーツ推進委員
7	長距離走教室	30人	小学生以上	4月～3月	安藤啓二 （とよやま JRC）
8	ミニソフトバレーボール教室	35組	小学生と親	1月	スポーツ推進委員
9	ニュースポーツ教室	30人	小学校以上	10月	スポーツ推進委員
10	【新】ユニバーサルスポーツ 教室	30人	小学生以上	2月	スポーツ推進委員
11	スラックライン体験教室	30人	小学生以上	11月	波多野雄哉 （競技者）
12 ～ 26	【名称変更】 わくわくらぶ （旧ふれあいひろば） （全15種目） ①陶芸 ②昔のあそび ③茶道 ④バウンドテニス⑤チェックボール ⑥ミニソフトバレー ⑦あみもの ⑧三味線 ⑨将棋 ⑩銭太鼓 ⑪ソフトボール ⑫太鼓 ⑬ソフトテニス ⑭フラダンス ⑮アレンジフラワー	—	小学生以上	通年	—

2 ふれあいひろばの新規名称の決定

「ふれあいひろば」は総合型地域スポーツ・文化クラブのプログラムの一部として活動しているが、町内の社会教育施設である「志水ふれあいひろば」と混同することから、新規名称案を令和3年度第1回豊山町社会教育審議会（令和3年10月5日開催）にて下記のとおり提案した。

（前回の会議にて提案した新規名称案）土曜わくわくくらぶ、土曜キッズクラブ

委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、現在のふれあいひろばは子供だけでなく親子で参加できるクラブであること、また、土曜日に限定せずに活動することも想定し、「わくわくくらぶ」に決定する。令和4年4月より新規名称にて活動する。

変更前の名称

ふれあいひろば



令和4年4月より新規名称

わくわくくらぶ

3 令和4年度のスケジュール

令和4年	2月	令和4年度プログラムの決定
	4月	令和4年度プログラムの周知（広報、生きがいタウン等） 令和4年度プログラムの開講
	8～9月	令和5年度プログラム案の提案
令和5年	2～3月	令和5年度プログラムの決定

【議題（２）】令和４年度以降の成人式の名称について②

１ 経緯・概要

民法の改正に伴い、令和４年４月から成年年齢が２０歳から１８歳に引き下げられることを受け、豊山町では、令和元年度から豊山町における成人式の方針について審議を進めている。

新名称については、前回の令和３年度第１回社会教育審議会（令和３年１０月５日開催）において、次のとおり確認した。

令和３年度の新成人代表者と協議し、新名称案を数点選定し、第２回社会教育審議会で新名称を決定する。

今回は新成人代表者が選定した名称案から「成人式」に代わる２０歳の節目を祝う事業にふさわしい名称を決定するものである。

＜令和４年度以降の方針＞ 令和元年度第１回社会教育審議会にて決定

- ① 成年年齢が１８歳になる令和４年度以降も、現行どおり２０歳を対象とした事業を継続する。
- ② 名称については、２０歳の節目を祝う事業にふさわしい事業名を今後検討していくものとする。（「２０歳の誓い」、「２０歳の集い」など）

２ 名称候補

No	名称	理由
①	豊山町二十歳の集い	他市自治体の状況を踏まえ統一したほうが良い。
②	とよやま ^{はたち} ２０歳の集い	かな文字等を使用したほうが①より柔らかい印象になり、気軽に参加しやすくなると思う。
③	豊山町二十歳の祝い	「集い」だと祝い事らしくないため「祝い」にしたほうが良い。

＜参考＞ 他自治体の状況

他自治体	現行名称	令和４年度以降の名称
北名古屋市	成人のつどい	(仮) ２０歳のつどい
清須市	成人式	清須市二十歳のつどい
小牧市	成人祝賀式	検討中
春日井市	成人式	(仮) 春日井市２０歳の会 (仮) 春日井市２０歳祝賀式 等

３ スケジュール

令和４年 ４月 新名称公表・民法改正による新成人への啓発(詳細は議題３にて説明)

令和５年 １月４日 新名称による式典

《このページは空白です》

【議題（3）】民法改正後の新成人への啓発活動について

1 概要

民法の改正に伴い、令和4年4月から成年年齢が20歳から18歳に引き下げられるほか、18歳以上の成年は保護者の同意なしに契約などができるようになる。

今回の改正により、社会経験に乏しく、保護者による保護がなくなったばかりの成人が安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性がある。

豊山町では、そのようなトラブルを未然に防ぐため、18歳で成年になる若者に対し啓発を行う。

法律の要点

1 成年年齢の引下げ（民法第4条）

- ①一人で有効な契約をすることができる年齢
 - ②親権に服することなくなる年齢
- ➡ いずれも20歳から18歳に引き下げ
「成年」と規定する他の法律も18歳に変更

2 女性の婚姻開始年齢の引上げ（民法第731条）

- （現行法）男性18歳 女性16歳
- ➡ 女性の婚姻開始年齢を18歳に引き上げ
婚姻開始年齢は男女とも18歳に統一

3 施行までの周知期間

- 若者のみならず、親権者等の国民全体に影響
消費者被害の防止等の観点から、周知徹底が必要
- ➡ 2022年4月1日から施行

法務省「民法改正 成年年齢の引下げ」より引用

2 啓発活動（案）

啓発活動は以下の①～③を行う。

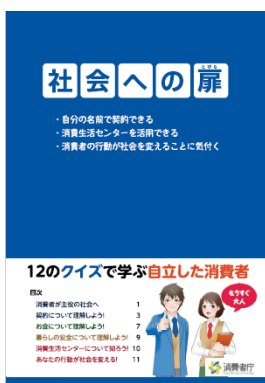
- ① 広報誌掲載
- ② 啓発用ポスター作製（p6参照）
- ③ SNS（LINE、Twitter等）の活用

なお、それぞれの啓発には、国発行のリーフレット等のQRコードを掲載し、活用する。

例1. 「18歳を迎える君へ」

例2. 「社会への扉」

例3. 「消費者庁若者ナビ」



令和4年4月1日から成年年齢が18歳になります！

成年年齢の引き下げで
何が変わるの？



18歳（成年）からできること

- ・親の同意なしの契約
- ・10年有効パスポートの取得
- ・国家資格の取得 など



20歳までできないこと

- ・飲酒
- ・喫煙
- ・公営ギャンブル
※競馬、競輪、競艇 など



契約するときに気を付ける
ことは何？



「契約」には十分な注意を！

未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、「未成年者取消権」で取り消すことができます。しかし、成年に達すると自分一人で契約ができるようになりますが、未成年者取消権は行使できなくなります。

安易に契約を交わすとトラブルに巻き込まれる可能性があります。そうしたトラブルに合わないためには、契約に関する知識を学び、様々なルールを知ることが重要です。

《参考》



18歳を迎える君へ



社会への扉



【報告（１）】社会教育センター所管施設の運用の見直しについて②

1 経緯

新たな社会の変化に伴う利便性の向上と利用団体の活性化を支援するため、「予約受付期間」と「利用者の範囲」の見直し案を第1回社会教育審議会（令和3年10月5日開催）に提案し、一部修正を経て、承認いただいた。

その後、町議会及び町内各種団体に見直し案について説明し、いただいた意見を踏まえ、次のとおりの見直し内容とした。

令和3年10月 5日	第1回社会教育審議会へ提案
10月12日	社会教育委員へ修正案を再提案（書面） → 承認
11月 2日	町議会全員協議会にて町議会議員へ説明
11月 8日～	町内各種団体へ説明

2 見直しの内容

（１）利用許可申請の受付期間の拡大 対象施設：社会教育センター、スポーツ施設

区分1	区分2	受付期間
・社会教育センター ・スポーツ施設 【伊勢山スポーツ広場、志水テニスコート、豊山グラウンド】	<ul style="list-style-type: none"> ・全国規模又は愛知県の大会等 ・町又は町の機関以外の官公署等が主催する行事 ・指定管理者が町の承認を得て行う行事 ・町長が特に必要があると認める行事 	24月前の月の初日（平日） ※窓口のみ ※重複は抽選
	<ul style="list-style-type: none"> ・文化又はスポーツの団体が主催する大会等 ・全日全館利用する行事（社教Cに限る） ・町民対象の行事で特に有益と認めるもの 	町内：12月前の月の初日（平日） 町外：町内の1日後 ※窓口のみ ※重複は抽選（初日のみ） ※2日目以降は先着順
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記以外（通常） 	町内：6月前の月の初日（平日） 町外：町内の1日後 ※窓口、インターネット ※重複は抽選（初日のみ） ※2日目以降は先着順

※学校開放はこれまでどおり1月前の第1水曜日開始

（２）利用者の範囲の拡大 対象施設：スポーツ施設、学校開放（小・中学校）

人数要件は、町外の団体と対外試合を行う場合などは在住在勤1/2以上の要件に適合しなくなるため、団体登録時に人数要件を満たせば予約可能とした。

区分	在住要件	責任者	団体登録の人数要件	団体登録
豊山グラウンド	在住・在勤者以外も可	成人者（在住・在勤者）	在住・在勤10人以上	必要
伊勢山スポーツ広場 志水テニスコート	在住・在勤者以外も可	成人者（在住・在勤者）	在住・在勤1人以上	不要
学校開放（小・中学校）	在住・在勤者以外も可	成人者（在住・在勤者）	5人以上かつ在住・在勤1/2以上	必要

3 申込・抽選

(1) 受付期間初日の申込・抽選【町内の団体のみ】

項目	24月前	12月前	6月前
申込	当日の午前9時～午後3時 ※抽選申込書を窓口へ提出		窓口：当日の午前9時～午後4時 オンライン：当日の午前0時～午後11時59分
申込上限	6日間 ※24月前・12月前は第2希望まで申込可		
抽選日時	当日の午後3時30分		翌日の午前0時オンラインにて抽選
抽選結果の通知	当選者には通知しない ※第2希望になった場合又は落選した場合のみ通知		抽選日の午前10時に当選者、落選者ともにメールにて通知
使用料支払	抽選日当日から2週間以内に窓口で使用料を支払う ※期限までに支払いがない場合は自動的に取り消しする		

(2) (1) 以外の申込

24月前	12月前	6月前
抽選日翌日から町内在住在勤関係なく先着順に予約開始		抽選日翌日の午後1時から町内在住在勤関係なく先着順に予約開始

(3) 受付期間初日の申込時の申込上限の考え方

① 6日間分まで抽選申込み可能とする。

※社教センター、豊山グランド他それぞれ1月あたり6日間

② 同一の日に複数の施設を抽選申込みする場合には、1日と扱う。

(例1) 研修室1を午前だけ利用する場合 → 1日

(例2) 研修室1を午前・午後と利用する場合 → 1日

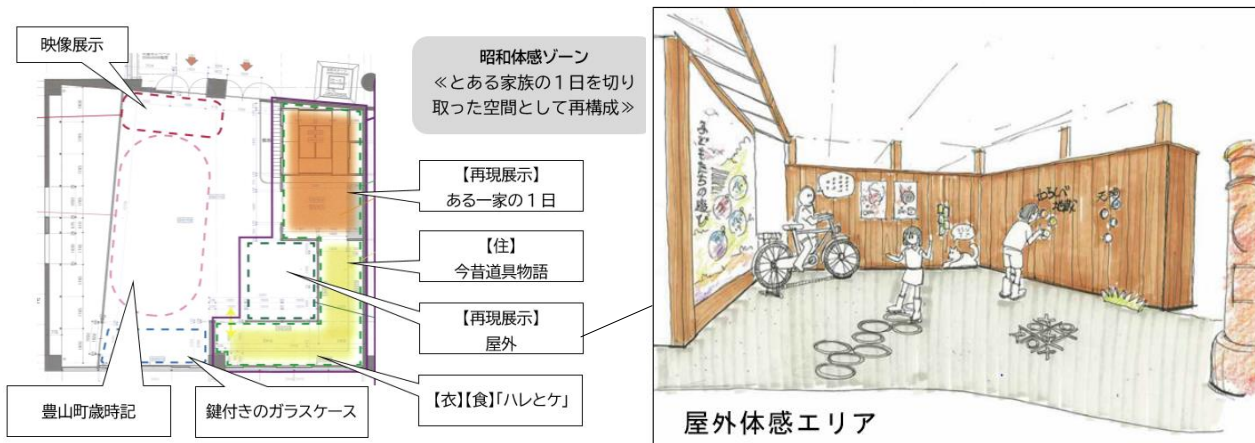
(例3) 午前に料理教室、夜間にスポーツでアリーナを利用する場合 → 1日

(例4) 午前にホール、午後にはアリーナを利用する場合 → 1日

【報告（2）】郷土資料室の再生事業について④

1 郷土資料室リニューアルオープン

郷土資料室が、町制施行50周年を契機に、豊山町の歴史、民俗などにおけるこれまでの資料を活かしながら、新たに発見した町の歴史や特徴を活かした展示内容に令和4年3月末（予定）にリニューアルオープンします。



2 令和4年度の特別企画展（案）

町制50年の節目にあたり、町の歴史や伝統を後世に伝えるため、現在「体感。昭和レトロ」をテーマに改修を進めている郷土資料室にて「(仮)豊山今昔写真展」などの特別企画展を開催する。

● 「(仮)豊山今昔写真展」

豊山町の昔と今の街並みを比較した写真パネルを設置

(例) 国道41号、北部市場前付近



1980年代



現在

3 スケジュール

令和4年	3月	郷土資料室リニューアルオープン
	4月	第1回特別企画展「(仮)豊山今昔写真展」
	8月	第2回特別企画展
	12月	第3回特別企画展

【その他（1）】生涯学習課の啓発活動について

豊山ウインドオーケストラ クリスマス・アンサンブルコンサート



R 3.12.26 中日新聞近郊版

昨年8月に発足した豊山ウインドオーケストラのプレコンサートとなるクリスマス・アンサンブルコンサートが令和3年12月25日（土）エアポートウォーク名古屋で開催されました。

広報とよやま まなびすと



東京2020パラリンピック点火棒引渡式



広報とよやま R 3.10月号

広報とよやまに生涯学習課の活動を掲載しています。

豊山町成人式



新成人何事も挑戦を 豊山町 帰省に合わせ式典

正月の帰省に合わせ、豊山町の成人式が四日、同町の豊山の町社会教育センターで開催された。新成人の77％に当たる百二十人が参加し、大人への一歩を踏み出した。

新成人を代表して安藤捺稀さんと富沢風琳さんが「責任と誇りを持って人生を歩んでいこう」と誓いの言葉を述べた。鈴木邦尚町長は町出身のイチローさんや、米大リーグで活躍する大谷翔平選手を引き合いに「憧れ職業で記念撮影する新成人。豊山町の社会教育センターで」

「何事にも挑戦する姿勢を持ち続けられ、必ず進むべき道は開かれる」と激励した。町は二〇二一年度から、町外で暮らす新成人も参加し成人式を開催。新型コロナウイルス対策で保護者は入場せず、新成人は間隔を空けて着席した。式が終わると、新成人たちは旧友と記念撮影をしたり、建物の外で待つ保護者らと談笑したりしていた。山崎亮太さんは「コロナ禍で会えなかった人と会うことができた」と喜んでいった。（水谷元海）

R 4.1.5 中日新聞近郊版

社名	番組名	放送日時
テレビ愛知	5時スタ	令和4年1月4日(火) 午後5時～5時25分
東海テレビ	ニュースOne	令和4年1月4日(火) 午後4時50分～
メーテレ	アップ!	令和4年1月4日(火) 午後3時40分～
starcart	とよやまチャンネル	令和4年2月1日(火)～ 令和4年2月15日(火)
	starcart ウィークリー	令和4年1月15日(土) 午後3時30分～ 令和4年1月16日(日) 午後6時20分～

取材放送日

豊山町社会教育委員名簿（令和3年度）

◎：会長 ○：副会長

氏名		選出区分（所属等）
◎	堀田 裕子	学識経験者（愛知学泉大学）
	千田 秀樹	学校教育関係者（学校代表校長）
	安藤 定雄	社会教育関係者（文化協会推薦）
	鈴木 二郎	社会教育関係者（学校体育施設開放管理指導員）
	長谷川 幹子	社会教育関係者（読書指導者）
	橋本 節子	社会教育関係者（体育協会推薦）
○	鈴木 育生	家庭教育関係者（子ども会連絡協議会推薦）
	伊藤 章代	家庭教育関係者（民生児童委員協議会推薦）
	永末 猛	家庭教育関係者（スポーツ少年団推薦）
	小出 雅子	家庭教育関係者（更生保護女性会推薦）

- <任 期> 令和2年4月1日～令和4年3月31日
 <設置根拠> 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条
 豊山町社会教育委員設置条例
 豊山町社会教育審議会規則

社会教育法（抜粋）

昭和24年6月10日
法律第207号

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べる
こと。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べるこ
とができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に
関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助
言と指導を与えることができる。

豊山町社会教育委員設置条例

昭和57年4月1日
条例第17号

（趣旨）

第1条 この条例は、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第1
5条及び第18条の規定に基づき、社会教育委員の設置、定数、任期その他必要な事項
を定めるものとする。

（設置）

第2条 豊山町に社会教育委員（以下「委員」という。）を置く。

（組織）

第3条 委員の定数は、15人以内とする。

2 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並び
に学識経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員の解嘱）

第5条 教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱
することができる。

（委任）

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月31日条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に豊山町社会教育委員の委員である者の任期は、その者が委員
に委嘱された日から起算して2年とする。

附 則（平成16年3月31日条例第3号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月25日条例第6号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

豊山町社会教育審議会規則

平成16年3月31日
教委規則第6号

(組織)

第1条 豊山町社会教育委員（以下「委員」という。）は、社会教育法（昭和24年法律第207号）第17条第1項の職務を遂行するため、豊山町社会教育審議会（以下「審議会」という。）を組織する。

(職務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 成人教育に関すること。
- (2) 青少年教育に関すること。
- (3) 家庭教育に関すること。
- (4) 社会教育関係団体の振興に関すること。
- (5) 社会教育施設（スポーツ施設を含む。）の設置及び運営に関すること。
- (6) 地方文化の振興に関すること。
- (7) 豊山町教育委員会（以下「教育委員会」という。）から委嘱を受けた青少年問題、健全育成に関する特定事項における社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対する助言と指導に関すること。

2 前項に規定する事項のほか、次に掲げる社会教育の振興に関する事項において、教育委員会の諮問に応じ、調査審議及びこれに対する意見を述べるものとする。

- (1) 豊山町社会教育センターにおける各種事業の企画実施に関すること。
- (2) 豊山町社会教育センター図書室の行う図書室奉仕に関すること。
- (3) 豊山町視聴覚ライブラリーの事業に関すること。
- (4) 豊山町立小中学校施設の開放に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、社会教育の振興に関すること。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長がこれを招集し、会長は、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第5条 審議会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会に属すべき委員は、会長の指名によって定める。
- 3 専門部会に部会長を置き、専門部会の委員のうちから互選によってこれを定める。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育委員会事務局において処理する。

(委任)

第7条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成19年3月26日教委規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日教委規則第7号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブ規約

令和3年4月1日

(名称)

第1条 本団体は、豊山町総合型地域スポーツ・文化クラブと称する。

(事務所)

第2条 本団体の事務所を豊山町教育委員会事務局に置く。

(目的)

第3条 本団体は、豊山町におけるスポーツ、文化活動の振興を図り、子どもから高齢者までスポーツ及び文化活動をより楽しめる環境を提案し、多世代にわたるコミュニケーションの確立と、地域の人々の健康、体力増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本団体は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に関する事業
- (2) 文化振興に関する事業
- (3) 「ふれあいひろば」に関する事業
- (4) その他団体の目的達成のために必要な事業

(事業年度)

第5条 本団体の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(参加者)

第6条 本団体の参加者は、原則として豊山町に在住又は在勤している者とする。

(参加手続き)

第7条 本団体に参加を希望する者は、所定の手続きに従い申し込むものとする。

(参加費の納入)

第8条 参加者は事業ごとに定める参加費を納入するものとする。その額は豊山町教育委員会事務局において別に定める。

(組織)

第9条 本団体の事業及び企画・運営等の基本的事項は豊山町社会教育審議会に諮るものとする。

(細則)

第10条 本規約に定めない事項及び運営上必要な事項は、豊山町教育委員会事務局によって定めるものとする。

附則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。